

運送事業者に対する行政処分(令和8年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗合	令和8年2月27日	森宮交通株式会社(法人 番号7100001011921) 代 表者山岸博之	長野県下水内郡栄 村大字北信3475番 地1	本社営業所	長野県下水内郡栄 村大字北信3475番 地1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年1月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第1項、第4項)、(3)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。